

渋川市建設コンサルタント業務最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設コンサルタント業務（設計又は監理等に係る業務をいう。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設コンサルタント業務は、原則として、競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が50万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10分の8から10分の6までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格等調書（渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号）様式第3号）に最低制限価格を記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、最低制限価格を設定したときは、指名通知書等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知する。

(落札者の決定等)

第6条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。